

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第2節 公害防止と公害防止体制の整備

2. 公害防止管理者制度

(1) 事業目的

民間における公害防止体制の整備を図るため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、一定規模以上の工場に対しては公害防止の知識及び技術能力を有する者（公害防止管理者等）の選任が義務づけられました。

公害防止管理者の資格は、国家試験に合格するか、あるいは資格認定講習の課程を修了するかにより取得することができます。

(2) 取組状況

令和元年度における公害防止管理者等の選任状況は表1のとおりです。

表1 公害防止管理者等の届出状況

(R元. 3. 31現在)

業種	選任特定工場	公害防止総括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者								騒音振動関係	特定粉じん関係	粉じん関係	ダイオキシン関係
				大気関係				水質関係							
				第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種				
製造業	18 [55]	60	2	3	5	12	33	3	18	2	1	1	3	60	3
エネルギー供給業	0 [1]	1	1	1	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0
合計	18 [56]	61	3	4	5	16	33	3	18	3	1	1	3	61	3

注) 選任特定工場欄〔 〕内は特定工場数

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379